

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	取 手 市

取手市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 まちづくり振興部 農政課
所在地 取手市藤代700番地
電話番号 0297-74-2141
FAX番号 0297-82-6450
メールアドレス nousei@city.toride.ibaraki.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	取手市（市内全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	被害面積 51a 被害金額 559千円
アライグマ	野菜類	被害面積 0a 被害金額 0千円 ※アライグマは被害報告件数は多いが、1件当たりの被害が僅少で、被害額の算定が困難

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】 河川周辺の農地を中心に、イノシシによる農作物の食害が通年発生しているため、水稻の減収や農家の所得低下、生産意欲の低下が懸念されている。</p> <p>【アライグマ】 住宅地含め、市内各地において野菜類の食害が発生している。 また、宅地等への侵入による糞尿被害が報告されている。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

【イノシシ】

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積（a）	51	45
被害金額（千円）	559	503

【アライグマ】

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積（a）	0	0
被害金額（千円）	0	0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	市内の猟友会の会員の協力を得て、通年でイノシシの捕獲を実施。	捕獲する者が限られており、猟友会全体では、経験が少ない者が多い。そのため捕獲者の技術の向上が必要。
	市内の猟友会の会員の協力を得て、イノシシが出没する箇所で見回りを実施。	出沒地が市内で拡大しており、猟友会の現人数では対応しきれなくなっている。
	アライグマは、職員が箱わなを設置し、捕獲を実施。	市で所有する箱わな個数の問題で、必要なときに貸し出せない場合がある。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシ等に対する侵入防止柵を各農家等が個別に設置。	広範囲での侵入防止柵の設置が必要な場合、農家同士の連携が必要となってくる。
生息環境管理その他の取組	自家消費畑地に対して、現地を確認し、指導を実施。	市のホームページで注意喚起及び対処方法を掲載しているものの、野生動物の習性もあり、市民への更なる周知が必要。

(5) 今後の取組方針

<p>① 鳥獣被害防止対策に対して、関係機関が連携して強化を図る。</p> <p>② 効果的な時期に有害鳥獣の捕獲を実施する。</p> <p>③ 狩猟免許取得の推進と捕獲技術の向上を図る。</p> <p>④ 近隣市町村との連携や情報共有を図る。</p> <p>⑤ 地域ぐるみによる鳥獣被害防止の環境づくりの啓発を行う。</p> <p>⑥ 増加傾向にあるイノシシの被害は、補助事業等を活用しながら、効果的に捕獲し、農業被害を減らしていく。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

茨城県猟友会取手支部に委託し、銃器及びわなによる捕獲を実施している。令和9年度までに、市内の猟友会を含めた鳥獣被害対策実施隊について協議検討し、捕獲等総合的な被害防止体制の整備を推進する。

アライグマについては、茨城県アライグマ防除実施方針に基づき、捕獲を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害発生地域の市民へ鳥獣被害防止対策の啓発を行い、発見時には、市担当課へ速やかに通報する体制の構築を目指す。 ・情報を集約し、発生地区や個体数等を猟友会に情報提供することにより効果的な捕獲を図る。 ・捕獲機材の効果的な活用により、捕獲頭数の増加を図る。 ・捕獲の担い手確保・育成のために、狩猟免許試験の情報の周知に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○イノシシ	<p>「茨城県イノシシ管理計画」における個体数管理の捕獲目標に留意して捕獲を実施する。捕獲頭数は過去の捕獲実績を参考に設定する。</p> <p>※過去の捕獲実績 令和3年度：8頭 令和4年度：36頭 令和5年度：35頭</p>
○アライグマ	<p>茨城県アライグマ防除実施方針に留意し、農作物被害の他、生活被害も勘案して捕獲を実施する。</p> <p>※過去の捕獲実績 令和3年度：4匹 令和4年度：15匹 令和5年度：0匹</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	60頭	60頭	60頭
アライグマ	20匹	20匹	20匹

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ</p> <p>捕獲方法 狩猟免許所持者によるわなによる捕獲</p> <p>捕獲時期 通年</p> <p>捕獲場所 市内全域</p> <p>○アライグマ</p> <p>捕獲方法 わなによる捕獲</p> <p>捕獲時期 通年</p> <p>捕獲場所 市内全域</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	<p>【許可権限移譲済み】</p> <p>イノシシ、アライグマを含む鳥獣 22 種について、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み。</p>

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	侵入防止柵等の設置に関して、対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、整備を検討する。	侵入防止柵等の設置に関して、対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、整備を検討する。	侵入防止柵等の設置に関して、対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、整備を検討する。
アライグマ	電気柵等について、被害状況を把握した上で、整備検討する。	電気柵等について、被害状況を把握した上で、整備検討する。	電気柵等について、被害状況を把握した上で、整備検討する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ アライグマ	侵入防止柵を設置した場合、効果的な機能を発揮するために、適切な維持管理及び指導を行う。	侵入防止柵を設置した場合、効果的な機能を発揮するために、適切な維持管理及び指導を行う。	侵入防止柵を設置した場合、効果的な機能を発揮するために、適切な維持管理及び指導を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

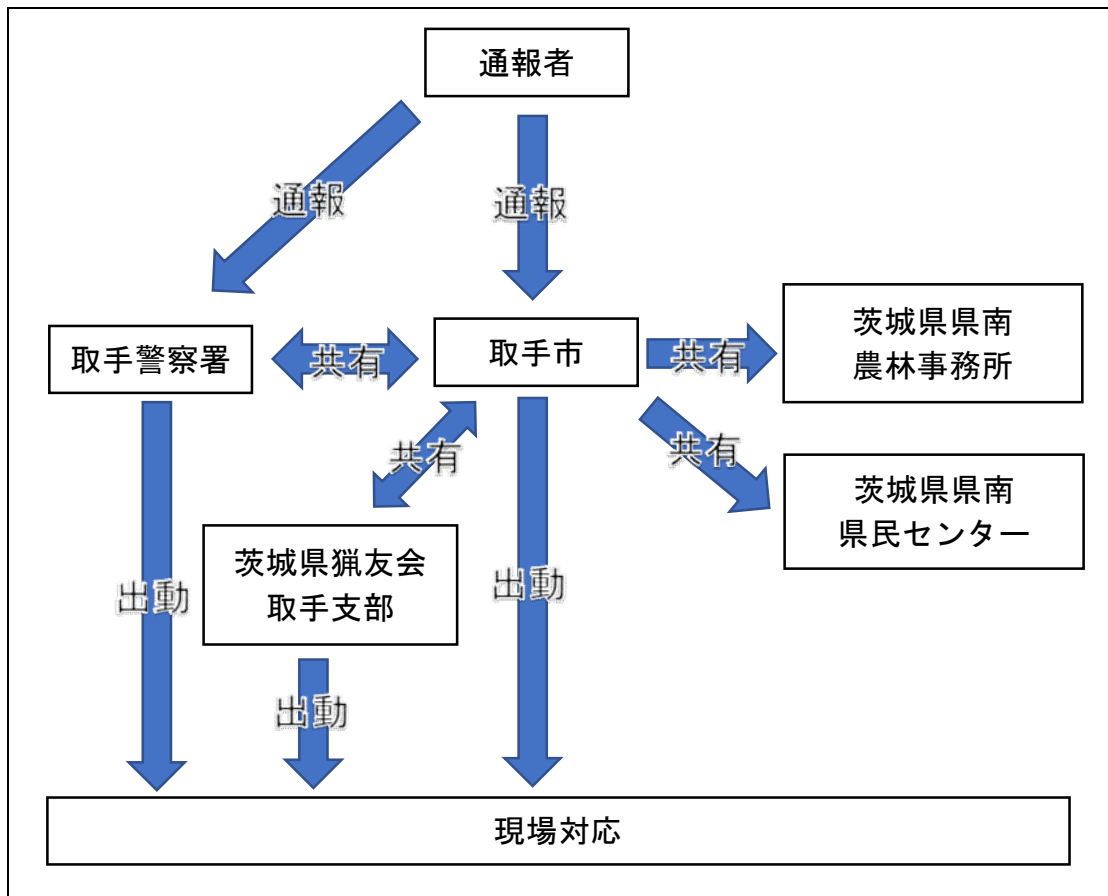
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ アライグマ	関係機関と協議し、有効な対策を検討するとともに、集落全体で放任果樹や収穫残渣等の除去を図り、被害防止に向けて取り組む。 また、耕作放棄地の解消及び農地周辺の環境整備を進め、効率的な鳥獣被害防止対策に努める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
取手市	関係機関との連絡・調整、情報収集、緊急時の現場対応、平常時の注意喚起。
茨城県猟友会取手支部	市と連携した対応及び有害鳥獣の捕獲や、捕獲指導・助言等。
茨城県県南農林事務所	市と連携した対応及び本庁への連絡報告。
茨城県県南県民センター	市と連携した対応及び本庁への連絡報告。
取手警察署	市民の生命・身体・財産の安全確保を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

動物関係一般廃棄物処理業者に業務委託し、適切な処理施設にて焼却処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状利用なし。今後の状況を踏まえ、検討する。
ペットフード	現状利用なし。今後の状況を踏まえ、検討する。
皮革	現状利用なし。今後の状況を踏まえ、検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと 体給餌、学術研究等)	現状利用なし。今後の状況を踏まえ、検討する。

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

現状利用はなし。需要見込みがあるようであれば、年間処理計画頭数、運営体制や食品等としての安全性の確保について考慮し、処理加工施設の実施体制を検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

現在の取り組みはなし。他市町村の事例等を参考にし、検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	取手市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
取手市	事務局担当、連絡調整、広報活動
茨城県猟友会取手支部	情報提供、各種助言、有害捕獲
茨城県鳥獣保護管理員	情報提供、各種助言
茨城みなみ農業協同組合	農業被害の情報収集
いばらき広域農業共済組合	農業被害の情報収集
茨城県県南農林事務所	防除技術指導、被害調査の連携
茨城県県南県民センター	捕獲許可及び捕獲実施体制の助言
取手市農業委員会	情報提供、被害状況調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
取手警察署	有害鳥獣捕獲を実施する際の事前通知

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害の拡大・広域化等の状況を踏まえ検討し、実施隊の編成に備えるものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者だけでなく、地域住民にも現在の被害状況を理解してもらい、地域一体での取り組みを進めていく。

市単独での被害対策には限界があり、近隣市町村との情報を交換、共有し、特に捕獲に関しては広域的な対策を今後検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村との被害防止関係の情報の共有を図り、連携体制の強化を図っていく。